

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、当該児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめ防止対策推進法第2条）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止 基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が「分かる授業」の実践を心懸け、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感・自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間では、「いじめに関する問題」を自分自身のこととして、多面的・多角的に考える機会をもつ。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを認識させる。

1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

○自分と他の人の大切さが認められるような環境をつくる

・相手の立場に立って、その人に必要なことやその人の考えや気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力を身につける。

2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる教育活動

「基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤である」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・生徒の自主的・自発的な活動を支える生徒会活動の充実
- ・生徒が主体的に取り組める学習活動（＝家庭学習を含む）の工夫
- ・部活動での生徒の縦の関係の構築と充実

② 人との関わり方を身に付けるためのソーシャルスキルトレーニング（SST）の実践

朝学活・終学活等でのSSTを通して、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そのような中に認められる自分が存在することを実感し、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができる。

③ 学校全体で授業改善をめざした校内研修

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、意欲的・主体的に学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④ 仲間と繋がり合う喜びを味わう学校行事や体験活動

仲間との協働の機会を設け、コミュニケーション能力を育成するとともに、繋がり合う喜びを体得させる。また、道徳の時間をはじめ、総合的な学習の時間、学校行事、生徒会活動において道徳的態度を育成する体験活動を取り込む。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ② 生活態度に変化のある生徒がいる場合には、学年部会や生徒指導部等の場、また教職員全体において情報を共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「二者懇談」で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「いじめに関するアンケート」を年2回行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめのない学校をめざす。

2) いじめの早期解決のために、全職員がベクトルを揃え問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者的態度の生徒たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、教育相談部、生徒指導部、スクールカウンセラー及び養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をしようとはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「奈良いのちの電話」「あすなろダイヤル」等のいじめ問題の相談窓口の積極的な利用をすすめる。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

1) 学校内の組織

- ① 職員会議
全教職員で生徒の様子及び指導について情報交換し、共通行動についての話し合いを行う。
- ② いじめ防止対策委員会
 - いじめの防止、早期発見・早期対応を実効的組織的に行うための常設組織
 - 特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う組織いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主事、人権教育担当者、学年代表、教育相談部長(養護教諭)、当該学級担任、当該部活担当者、※スクールカウンセラーをメンバーとする「いじめ防止対策委員会」を設置し、適宜開催する。

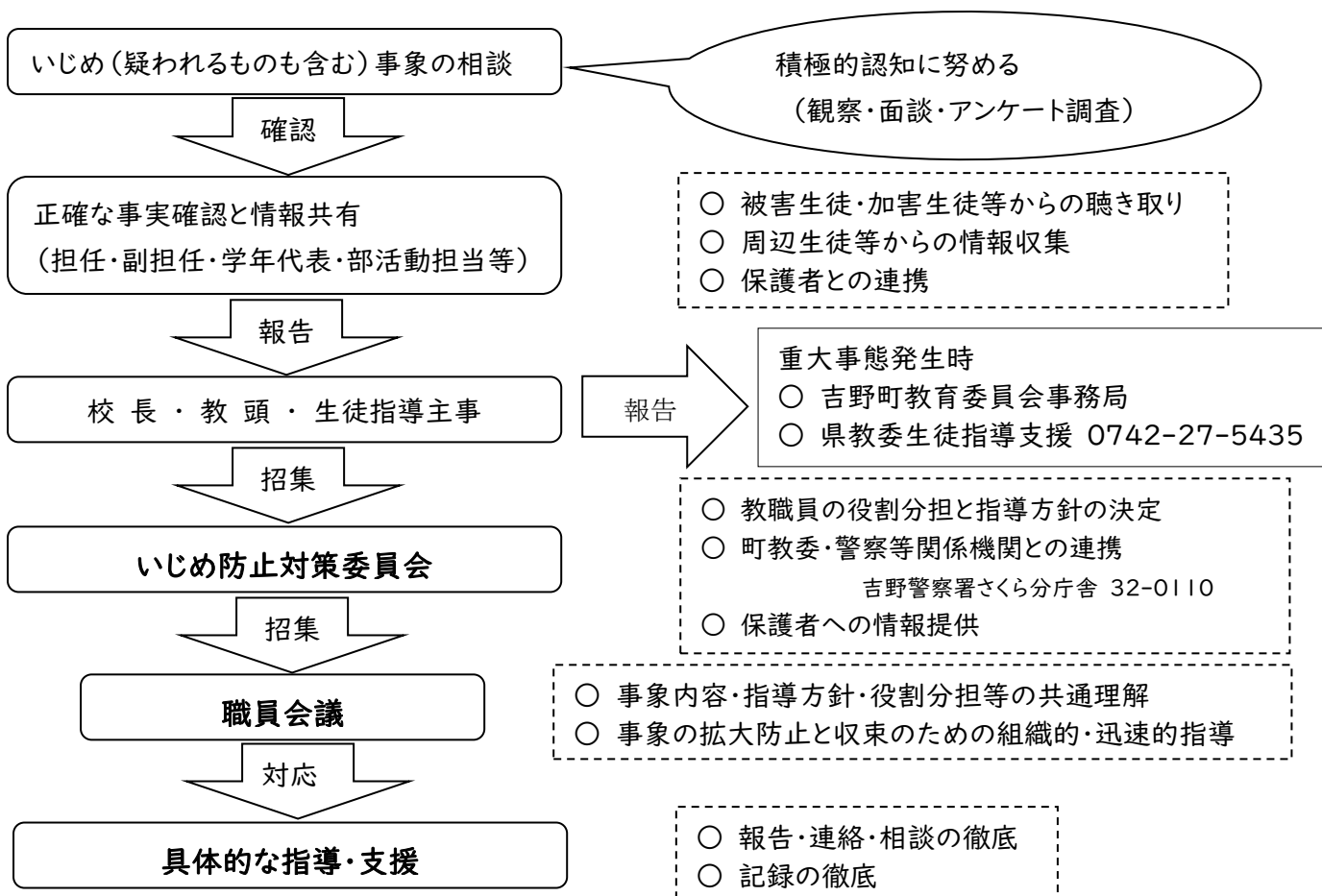
2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急ないじめ問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。学校内だけでは解決が困難な事象であると判断された場合は、緊急対策会議を開催する。緊急対策会議参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、生徒指導主事、学級(部活動)担任、学年代表、認知に関与した教員、吉野町教育委員会、PTA会長・体育文化後援会長、吉野警察署、主任児童委員(1人)、青少年指導員(1人)、人権擁護委員(1人)

☆ 組織対応の流れ

吉野町立吉野中学校



被害生徒への支援

- 共感的な受け止めを
 - 伝えること
 - ・「学校はあなたを何としてでも守る」という姿勢
 - ・プライバシーの保護
- 確認すること
 - ・身体の被害状況（診断書）
 - ・金品の被害状況
 - ・カウンセリングの必要性
 - ・警察への被害申告の意志
- 留意すること
 - ・再発や潜在化の可能性
 - ・保護者への説明と保護者の考えの確認

加害生徒への指導

- 毅然とした態度で
 - 伝えること
 - ・いじめは決して許されない犯罪行為であること
 - ・被害生徒の心の痛み
 - ・自分の行為が重大な結果に繋がった
- 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・加害者の心理的背景（ストレス・自己存在感）
 - ・加害者が被害者になること
 - ・保護者との連携

周辺生徒（級友・傍観者等）への指導・支援

- みんなを守るという姿勢で
 - 伝えること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・観衆や傍観者は加害者であること
 - ・プライバシーの保護
- 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・観衆や傍観者が被害者になること

再発防止のための保護者・地域と連携した見守り活動の実施

町教委・県教委への報告

重大事態への対応→緊急対策会議

- ・速やかに町教委・県教委に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する。
- ・町教委・県教委の支援のもと、管理職を中心として組織的・迅速的に対応し事象解決に努める。
- ・事象により、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会等の開催を検討する。
- ・報道機関等との対応は管理職を窓口とする。

☆ 2025年度 いじめ防止等に係る年間計画(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	いじめ防止 対策委員会① 職員研修		いじめ防止 対策委員会②		職員研修	いじめ防止 対策委員会③
未然防止	人権講話	人権講話	人権講話	人権講話	人権平和学習	人権講話
早期発見			いじめ・生活 アンケート①	三者懇談		教育相談週間 (二者懇談)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修		いじめ防止 対策委員会④				いじめ防止 対策委員会⑤ ・まとめ ・次年度計画
未然防止	人権講話	人権講話	人権講話	人権講話	人権講話	人権講話
早期発見		いじめ・生活 アンケート②	保護者による 学校評価 三者懇談	二者懇談		

未然防止のために

- 認め合い支え合う集団づくり
 - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
 - ・「自己有用感、自尊感情」を育む授業と学校行事等の実施
 - ・生徒会等が行う自主的ないじめ防止のための活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
 - ・人権教育の充実
 - ・道徳教育の充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の推進
 - ・フィルタリング利用と家庭でのインターネット利用時のルールづくりに向けた啓発
- 生徒の実態把握
 - ・共感的生徒理解
- 保護者・地域・関係機関との連携
 - ・保護者への啓発と情報発信
 - ・地域への情報発信と関係機関との連携

早期発見のために

- 情報の収集
 - ・教職員の“気付き力”を高める
 - ※ 校内職員研修の実施
 - 校外で実施される研修会への参加
 - ・生徒・保護者・地域からの情報収集
 - ・休憩時間での校内巡視
 - ・定期的な面談による情報収集
(生徒と保護者)
 - ・アンケート調査の定期的な実施
(生徒と保護者)
- 相談体制の充実
 - ・教育相談窓口の設置(校内)
 - ・教育相談窓口設置の周知(保護者・地域)
- 情報の共有
 - ・「報告・連絡・相談」の徹底と全教職員による情報の共有
 - ・要配慮生徒等の情報共有
 - ・申し送り事項の確認と徹底